

## 第 9 期 小金井市地域自立支援協議会 部会活動報告

部 会 名	社会参加・就労支援部会
開 催 日 時	令和 8 年 3 月 2 4 日(火) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
記録担当委員	林 由起
<p><b>【協議概要】</b></p> <p>1. 就労選択支援事業の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労支援サービスに関する取り組みについては、これまで継続的に検討が行われてきた。特に昨年度検討された「超短時間雇用」については、改めてその内容を見直し、現状に即した形で再検討する必要性が確認された。これらのテーマについては市とも協議が行われ、第 9 期報告書に盛り込む内容として整理が進められている。</li> <li>・ 就労選択支援サービスの位置づけについては、主体を小金井市とする前提で議論が進められた。一方で、制度上の対象者、いわゆる「法的な対象者」の範囲については議論が十分に尽くされておらず、特に既に就労している人が対象に含まれるかどうかについては慎重な検討が求められている。現時点では、既に働いている人を支援しないという趣旨ではないものの、制度上の整理として明確に位置づけることは難しい状況である。しかしながら、既就労者が対象外と受け取られることで、支援の将来性に不安を感じるという意見も出されており、この点については全体会でも共有することで今後の検討につなげていくこととなった。</li> <li>・ 就労選択支援サービスの実施形態については、本格実施が難しい場合にはモデル事業としての実施を提言する方向が示された。支援の在り方としては、単発で完結するものではなく、伴走型で継続的に関わることが想定されており、利用者との関係構築を基盤としながら、必要な場面で適切な助言や支援を行う形が望ましい。実施主体についても市が直接担うのか、委託により実施するのかが検討課題となっている。また、報酬体系の問題も重要な論点として挙げられている。現行制度では、報酬対価の対象は法的な対象者に限定されるため、既に働いている人などが支援対象となる場合には、市独自の財源による加算等の仕組みを検討する必要がある。</li> <li>・ 教育機関との連携についても重要な指摘がなされた。法的な対象者に学校が含まれる場合、在校生への対応をどのように位置づけるかが課題となる。場合によっては、「法的な対象者」に関する記述自体を削除し、より柔軟な受け皿を示す形とする案も提起された。</li> <li>・ 就労選択支援サービスに関する議論は今期で一区切りとなり、今後さらなる検討が必要な事項については第 10 期に引き継がれる予定である。</li> </ul>	
<p><b>【次回の開催日程】</b></p>	